

令和 6 年度改正の主なポイント

福祉部 介護保険課

対象事業所： 認知症対応型共同生活介護

人員・運営等の基準

- ▶ 豊島区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成25年3月25日豊島区条例第12号）
- ▶ 豊島区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例施行規則（平成25年3月25日豊島区規則第20号）
- ▶ 豊島区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例施行要領（平成27年9月16日27豊保介発第1642号）

この3つの基準を項目ごとに参照できるように3連表を作成しています。

【豊島区役所HP】健康・福祉＞介護＞介護保険＞介護サービス事業者向け情報＞届出・指定＞地域密着型サービス＞【三連表】地域密着型サービス

<https://www.city.toshima.lg.jp/201/2111151609.html>

介護報酬等の基準

- ▶ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(平成18年 3月14日厚生労働省告示第126号)
- ▶ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び
指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する
基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成18年 3月31日
老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018
号)
- ▶ 厚生労働大臣が定める基準
(平成27年 3月23日厚生労働省告示第95号)

令和 6 年度改正の主なポイント①

▶ 管理者の兼務

同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化

▶ 業務継続計画未策定事業所に対する減算

所定単位数の 1 0 0 分の 3 を減算

＊減算にならないためには、業務継続計画の策定、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずることが必要

令和 6 年度改正の主なポイント②

▶ 高齢者虐待防止の推進

高齢者虐待防止措置未実施減算

所定単位数の 1 0 0 分の 1 を減算

- * 減算されないためには、対策を検討する委員会の定期的開催、結果の周知、指針の整備、定期的に研修を実施、担当者の選定をすることが必要

令和6年度改正の主なポイント③

▶医療連携体制加算の見直し①

- 医療連携体制加算（Ⅰ）
 - （１）イ 事業所の職員として看護師を常勤換算で１名以上配置していること
 - □ 事業所の職員として看護職員を常勤換算で１名以上配置していること
 - ハ 事業所の職員として、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、看護師を１名以上確保していること
- （２）事業所の職員である看護師、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携により、２４時間連絡できる体制を確保していること
- （３）重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること

令和6年度改正の主なポイント④

▶医療連携体制加算の見直し②

- 医療連携体制加算（Ⅱ）
- 1. 医療連携体制加算（Ⅰ）のいずれかを算定していること
- 2. 算定日が属する月の前3月間において、次のいずれかに該当する状態の入居者が1人以上であること
- （1）喀痰吸引を実施している
- （2）経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている
- （3）呼吸障害等により人工呼吸器を使用している
- （4）中心静脈注射を実施している
- （5）人工腎臓を実施している
- （6）重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している
- （7）人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している
- （8）褥瘡に対する治療を実施している
- （9）気管切開が行われている
- （10）留置カテーテルを使用している
- （11）インスリン注射を実施している

令和6年度改正の主なポイント⑤

▶協力医療機関との連携体制の構築

- ア ①利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること
②診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること
- イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこと
- ウ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能になった場合、速やかに再入居させることができるように努めること

令和6年度改正の主なポイント⑥

▶ 協力医療機関連携加算

- 協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行っていること。
- 協力医療機関の要件
 - ①入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること
 - ②診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保している
- 上記①、②の要件を満たす場合 100単位／月
- それ以外の場合 40単位／月

令和6年度改正の主なポイント⑦

▶退所時情報提供加算

- 医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、1人につき1回限り算定

▶夜間支援体制加算

- 事業所ごとに常勤換算方法で1人以上の夜勤職員又は宿直職員を加配すること
又は
- 見守り機器の利用者に対する導入割合を10%以上とし、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、必要な検討等が行われている場合は、事業所ごとに常勤換算方法で0.9人以上の夜勤職員を加配すること

令和 6 年度改正の主なポイント⑧

▶改正の詳細

- ・ 以上のスライドで記載したポイントは、主なものの抜粋で内容についても簡略化してあります。

詳細については、必ず厚生労働省のホームページ及び豊島区ホームページ等で確認してください。

【参考】

厚生労働省 「令和 6 年度介護報酬改定について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

豊島区 「健康・福祉＞介護＞介護保険＞介護サービス事業者向け情報」

<https://www.city.toshima.lg.jp/201/2110040916.html>

介護保険課（事業者指導・監査グループ）

TEL : 03-3981-1474 FAX : 03-3981-6208

Email : A0029026@city.toshima.lg.jp